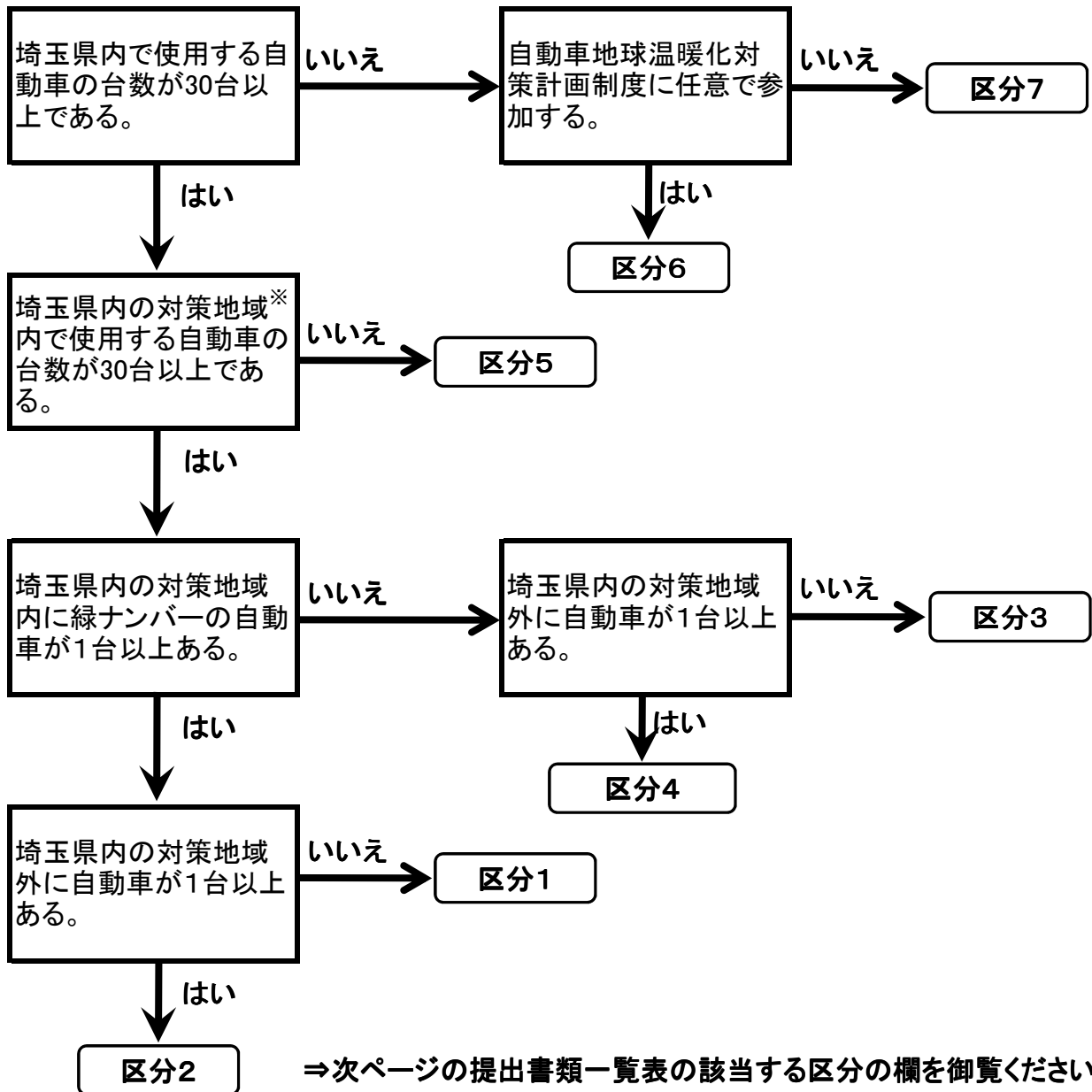


# 提出書類の確認

## 提出区分確認用フローチャート



※対策地域とは、自動車NOx・PM法の対策地域をいう。

対策地域については、『埼玉県条例及び自動車NOx・PM法適用地域図』で御確認ください。

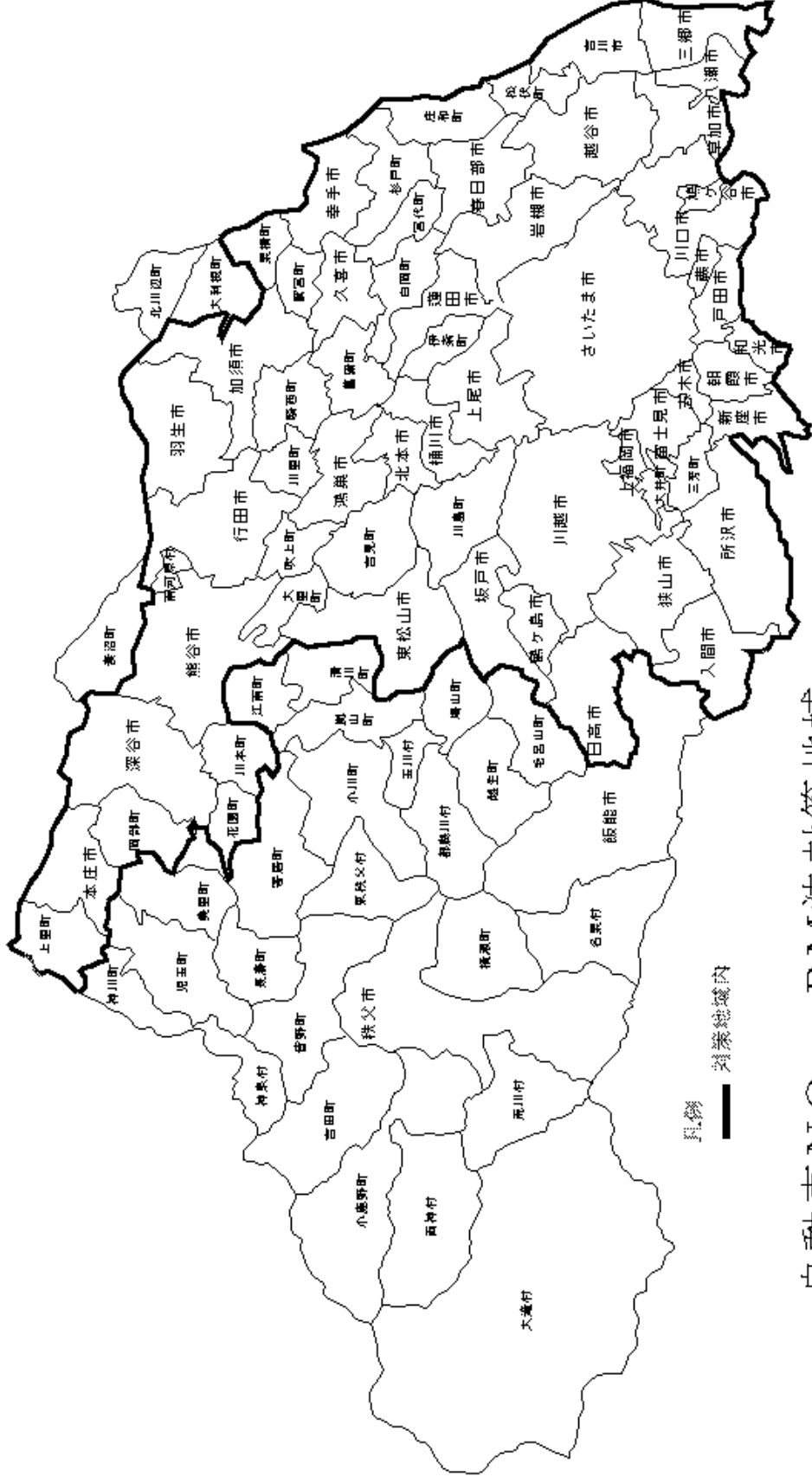
# 提出書類一覧

・新たに計画を作成する事業者、計画期間が満了になった事業者は計画提出年度の欄を御覧ください。  
 ・計画期間中の事業者は計画期間中の欄を御覧ください。

			区分1		区分2		区分3		区分4		区分5		区分6		区分7	
			計画提出年度	計画期間中	計画提出年度	計画期間中	計画提出年度	計画期間中	計画提出年度	計画期間中	計画提出年度	計画期間中	計画提出年度	計画期間中	—	
計 画	自動車地球温暖化対策計画	様式第8号	①		①		①		①		①		①		提出物無し	
	自動車使用管理計画(条例)	様式第6号の2			①				①		①					
	計画別紙 (県内全域の車両について記載)					①				①				①		
	自動車使用管理計画(法律)	様式A-1					①		②							
	計画別紙 (対策地域内の車両について記載)			①			①		②							
	自動車使用管理計画(法律)			◇		◇										
実 績 報 告	自動車地球温暖化対策実施状況報告	様式第10号	②※	①	②※	①	②※	①	③※	①	②※	①	②※	①		
	自動車使用管理実績報告(条例)	様式第6号の4			②※	①			③※	①	②※	①				
	実績別紙 (県内全域の車両について記載)					②※	①			③※	①	②※	①	②※		①
	自動車使用管理実績報告(法律)	様式A-3					②※	①	④※	②						
	実績別紙 (対策地域内の車両について記載)			②※	①			②※	①	④※	②					
	自動車使用管理実績報告(法律)			◇※	◇	◇※	◇									
エコドライブ推進者選任・解任届		様式第11号	○		○		○		○		○		○			

- 1 ○囲み数字は、同じ数字のものをセットにして作成・提出することを示します。各書類をそれぞれ2部提出してください。
- 2 エコドライブ推進者選任・解任届は、初めて計画を提出する時に提出してください。また、変更があった場合は30日以内に再度提出してください。
- 3 初めて計画を提出する際には、実績報告(※印が付いている書類)は提出不要です。
- 4 区分1、区分2の事業者(◇印)は、自動車NOx・PM法に基づく自動車使用管理計画等を国に提出してください。様式や記入方法は国土交通省関東運輸局自動車交通部(045-211-7248)にお問い合わせください。

# 埼玉県条例及び自動車NOx・PM法適用地域図



## 自動車NOx・PM法対策地域

- 埼玉県地球温暖化対策推進条例、埼玉県生活環境保全条例の適用地域は県内全域です。
- この行政区域図は平成14年10月時点のものです。その後、市町村合併があった場合でも対策地域に変更はありません。